

学生生活(Ⅱ)

【学生生活充実のために】

1. カウンセリング・ルーム（悩みごとなどの相談）
 1. 1 学生相談室
 1. 2 学生委員について（学生相談）
 1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について
2. 学習支援センター
 2. 1 学習支援センターとは
 2. 2 利用できるもの
 2. 3 担当教員
 2. 4 開館時間
3. 健康相談
 3. 1 保健室の利用
 3. 2 定期健康診断
 3. 3 健康診断証明書の発行
 3. 4 健康診断結果報告書の発行
 3. 5 保険証の携帯
 3. 6 飲酒の恐ろしさ
 3. 7 エイズに関する基礎知識
 3. 8 禁煙運動について
 3. 9 大麻などの薬物の乱用防止について
 3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて
 3. 11 大学周辺の主な医療機関
4. 奨学金制度
 4. 1 大学院特別奨励金制度
 4. 2 大学院奨学支援金制度
 4. 3 日本学生支援機構奨学金
 4. 4 留学生関係の奨学金制度
 4. 5 その他の奨学金制度
 4. 6 教育ローン
 4. 7 「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」
5. 生活相談
 5. 1 下宿・アパートの紹介
 5. 2 アルバイトの紹介
 5. 3 国民年金の加入
 5. 4 悪徳商法
6. 厚生施設
 6. 1 契約施設について
 6. 2 温水プール施設「パティオ」について
7. 日本学生支援機構について

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

(1) 学生相談室とは

学生相談室では、専門の相談員が学生の皆さんからの相談に応じています。相談内容は、学生生活全般、家庭生活、人間関係、勉強、サークル活動、自分自身、進路、将来のことなど、どんなことでもかまいません。何か心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、気楽に相談室を訪れてください。相談員がお話を伺い、今後のことなどについて一緒に考えていきます。プライバシーは守られます。必要に応じて学内又は学外の機関をご紹介します。保護者、ご家族の皆様からのご相談も随時お受けします。相談室の利用に料金はかかりません。

(2) 学生相談室の利用方法

開設時間中はいつでも相談に応じます。ただし、相談実施中の場合（相談実施中は相談室入口に「面談中」という掲示をします）、希望の曜日・時間帯に先約の相談が入っている場合、相談室に入室できない場合などは、予約をしていただくことになります。下記の電話又は E-mail で相談予約をしてください。なお、相談実施中は電話に出られないこともあります。その際は、おかけ直しいただくか、E-mail でご用件をお知らせください。

- 場 所 : 26号館6階 2662室
- 開設時間 : 午前9時30分～午前11時30分
午後12時30分～午後4時00分（土曜日、日祝日はお休み）
- 電話番号 : 048-585-6879（学生相談室直通）
- E-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

メール予約について：メール相談予約をする場合は、本文に①学籍番号、②氏名、③所属（学部・学科）、④学年、⑤相談希望日（日にち、時間）をご記入ください。相談内容については、記入は任意です。

1. 2 学生委員について（学生相談）

学内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

学生相談をする場合は、専攻事務室を通し研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
情報社会専攻	宮崎 洋	M	048-585-6345	h-miya@sit.ac.jp (30号館5階)
情報社会専攻	小寺 昇二	M	048-585-6872	s-kotera@sit.ac.jp (30号館5階)
心理学専攻	小野 広明	M	048-585-6352	ono@sit.ac.jp (30号館6階)

1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指します。

セクハラには、次のように2つのタイプがあります。

- ① 対価型セクハラ 「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し、下位にある者に対する性的言動や行為を行う（強要する）こと」
- ② 環境型セクハラ 「性的な嫌がらせ」
アカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」という。）とは、「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。
学生に対するアカハラの例としては、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。
もし、セクハラやアカハラにあったときは、1人で思い悩んだりせずに、次の大学相談員に相談してください。また、カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

●人間社会研究科の相談員

専攻	相談員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
情報社会専攻	小寺 昇二	M	048-585-6872	s-kotera@sit.ac.jp (30号館5階)
心理学専攻	友田 貴子	F	048-585-6319	atsuko@sit.ac.jp (30号館7階)

※ 相談をする場合は、相談員にメールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

2. 学習支援センター

2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館（図書館棟）内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のTA）が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って單元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき、普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書き進めて聞きたいことがあるとき、空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利でしょう。さらに、ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学までと大変に幅広く、さまざま相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して尋ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡を取り、相談することも可能です。

2. 4 開館時間

月・水・木・金曜日は10時から18時まで、火曜日は12時15分から13時10分と16時20分から17時20分まで開館しています。

詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

<http://www.sit.ac.jp/lsc/>

3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。

病に倒れてしまっただけは何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

気軽に健康相談を受けてください。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内で体調不良や、思わぬケガをしたときは、すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

●場 所：21号館 図書館 1階

※開室時間は、学生掲示板にてお知らせいたします。

3. 2 定期健康診断

学生課では、全学生を対象にして、毎年定期健康診断を実施しています。

新入生の定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間内、2年生から4年生は毎年2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、次の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測（身長、体重）

定期健康診断の実施日は、学生課の掲示板に掲示します。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になったり、日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には、健康診断書を発行します。

大学院2年生は、就職活動に必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、大学院2年生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

3. 4 健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、4月下旬に学生課で健康診断結果報告書を発行します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にし、**「検査を要する」**との判定には、医師の再検査を至急受けるようにしてください。

3. 5 保険証の携帯

自宅外通学の学生は、保険証を取り寄せておき、思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

3. 6 飲酒の恐ろしさ

「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。

肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。

時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等など法的な処分が科せられます。

この問題は他人ごとではなく、本学でもここ数年、新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内・学園祭・下宿内でのコンパ等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスも取れたり、場の雰囲気盛り上がり、時には楽しいものです。

しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。

大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない。
- (2) 飲めない人にはすすめない。
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない。
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む。
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。

末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセル、クラッチの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一歩間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。

道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/>

3. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ (AIDS) は、Acquired Immuno Deficiency Syndromeの頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すこと

が難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。

感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。

正しい予防策をしなければ、だれでもHIVに感染する危険性があります。

日常生活（握手・普通のキス・入浴・食べ物を分け合う・プール）では感染しません。

予防策ははっきりしています。

HIVに汚染された血液・精液・膈分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで充分に予防できます。

現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

ためらわないでエイズ検査を受けよう。

一応の目安として、自分が感染したかもしれないと思われる最後の心当たりから、1・2週間たつてから後の検査をお勧めします。

●詳細は、以下の「財団法人エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<http://www.jfap.or.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812（携帯電話 03-5259-1183）

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談又は検査が受けられます。費用は原則無料です。

3. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか（百害あって一利なし）

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。

また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙（本人が吸ったタバコの煙）よりも副流煙（間接喫煙：他人が吸ったタバコの煙）のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから埼玉工業大学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進することになりました。

キャンパス内では、お互い気持ちよく快適な環境で勉強できるよう以下の喫煙マナーを厳守してください。

- (1) 喫煙場所（指定場所）以外での喫煙の禁止
- (2) 歩行喫煙（くわえタバコ）の禁止
- (3) 吸い殻のポイ捨ての禁止

3. 9 大麻などの薬物の乱用防止について（薬物乱用はダメ。ゼッタイ。）

※たった一度の使用が人生を台無しに！※

昨今、マスコミ等で報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻等違法薬物や危険ドラッグは、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

これまでは、「飲酒の恐ろしさ」について、注意を喚起してきましたが、違法な薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生の皆さんは、違法薬物や危険ドラッグの所持、使用の危険性を充分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

●詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/

3. 1 0 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは 20 歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス（HPV：Human Papilloma virus）」の感染が関連しているとされており、HPV は性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約 8 割が 50 歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

●詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がんセンターがん対策情報センター <http://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会 Orange Clover

<http://www.orangeclover.org/>

女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」<http://www.shikyu-keigan.com/>

3. 1 1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【岡部地区】

益岡医院	(内, 外, 整, リハ)	深谷市岡部 1243 048(585)5657
吉田眼科医院	(眼)	深谷市岡 2757-3 048 (585) 2054
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048 (585) 1101

【本庄地区】

岡病院	(内, 消, 循, 秘)	本庄市北堀 810 0495 (24) 8821
上武病院	(内, 精神, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495 (21) 0111
田所医院	(内, 外, 循, 放)	本庄市けや木 1-8-2 0495 (22) 3445
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495 (21) 2160
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495 (24) 4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	(耳, 気管)	本庄市駅南 2-20-3 0495 (22) 4852

本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳神 眼, 耳, 皮, 泌, 肛)	本庄市北堀 1780 0495 (22) 6111
堀川病院	(内, 外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 皮)	本庄市本庄 1-4-10 0495 (22) 2163
松本産婦人科医院	(婦, 産, 女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495 (24) 3377
中央歯科医院	(歯, 矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495 (21) 1807

【深谷地区】

佐々木病院	(内, 外, 胃, 整, 形成, 脳神, 循, 皮, リハ)	深谷市西島 2-16-1 048 (571) 0242
清水内科クリニック	(内, 消, 循, リハ)	深谷市人見 445-3 048 (573) 1197
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048 (571) 2301
今井医院	(内, 小)	深谷市寿町 58 048 (572) 7728
上柴クリニック	(内, 外, 消, 循, 放)	深谷市上野台 2321-2 048 (574) 7770
深谷整形外科医院	(整, リハ)	深谷市宿根東通 245-1 048 (574) 0022
あだち医院	(内, 消, 外, リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048 (551) 0222
白倉医院	(内, 消, 小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048 (571) 0169
四元医院	(内, 外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048 (573) 5200
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 048 (573) 5077
大浜歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19 048 (573) 8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048 (573) 7800
石川医院耳鼻咽喉科	(耳)	深谷市西島町 3-17-65 048 (571) 0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-8-33 048 (571) 1198

桜ヶ丘病院	(内, 消, 呼, 婦)	深谷市国済寺 408-5 048 (571) 1171
ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048 (572) 3910
高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048 (571) 0318
吉田眼科医院	(眼)	深谷市岡 2757-3 048 (585) 2054

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼 整, 皮, 泌, 脳, 消, ナハ, 放)	熊谷市中西 4-5-1 048 (521) 0065
藤間病院	(内, 外, 消, 循, 整, 泌, 産, 整)	熊谷市末広 2-137 048 (522) 0600
ティアラ 21 女性クリニック	(内, 婦人科・女性の心と身体 の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048 (527) 1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048 (533) 1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。

奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

主な奨学金制度は、本学独自のものを含め、次のとおりです。

4. 1 大学院特別奨励金制度

- (1) 資 格 レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
- (2) 授 与 額 1 件につき 10 万円
- (3) 決定時期 学長が推薦し、理事会審査を経て、毎年 3 月に決定する。
- (4) 採用件数 工学研究科博士前期課程・工学研究科博士後期課程及び人間社会研究科修士課程から各 2 件。

4. 2 大学院奨学支援金制度

- (1) 目 的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援することを目的とする。
- (2) 資 格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
- (3) 貸 与 額 授業料の額の範囲。
- (4) 採用決定 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する。
- (5) 提出書類 奨学支援金申請書、返済計画書、返済保証書、主たる生計維持者の課税証明書又

は非課税証明書。

(6) 返済時期 原則として修学年限までとする。

4. 3 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由により修学困難なものに対して貸与されます。「第一種奨学金」(無利子)と「第二種奨学金」(有利子、利率固定か利率見直しを選択)の2種類があります。奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される仕組みです。

(1) 貸与月額

奨学金の種類		修士・博士前期課程	博士・博士後期課程
第一種奨学金	無利子	50,000 円または 88,000 円	80,000 円または 122,000 円
第二種奨学金	有利子	50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円 上記の5種類の月額から選択できます。	

(2) 入学時特別増額貸与奨学金

- ・入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望する者です。
- ・申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。）、又は申込時の家計基準における認定所得が0(ゼロ)評価となる者の子弟に限られます。
- ・貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- ・奨学金の第1回目の振込時に全額が上乘せされます。
- ・入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

(3) 出願資格

①第一種奨学金(無利子)・第二種奨学金(利子付)

学部及び大学院における成績が優れ、教育研究者又は高度の専門性を要する職業人として活躍する能力があると認められる者。また、学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

②第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与

第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。

③外国籍の学生については、在留資格により出願資格のない場合があります。

学生課で確かめてから応募してください。

(4) 貸与期間

採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限です。

学則による処分、学業成績の不振、奨学金継続願の未提出、その他奨学生としての適格性を失ったときは、奨学金が停止又は取消される場合があります。

ただし、学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し、進級した場合には、願出により奨学金の貸与を復活することができます。

その際は、進級が確定した段階で、速やかに学生課に報告してください。

(5) 募集時期

4月中旬に年1回の募集を行います。

状況により追加募集や二次募集(秋)を行うこともありますが、この場合は4月募集において適格者でありながら、本学への割当数の関係から、不採用になった学生が対象になります。

募集・継続の手続については、全て 26 号館東側及び 30 号館 3013 教室前の「奨学金関係」の

掲示板で案内しますので、見落としのないよう注意してください。

家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。

(6) 提出書類

募集説明会を開催し、ここで詳細を説明します。

奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度）、又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度）、どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので、募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして、奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

(7) 在学中の主な手続き

12月から1月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので、継続手続の説明会に必ず出席し、個人別パスワードを受取り、インターネットで所定の期日までに継続願を提出してください。

(8) 奨学金の返還

修了学年の11月下旬に、満期者の返還説明会がありますので、必ず出席してください。

① 返還方法は、貸与開始後に提出する「奨学金返還誓約書」によります。

② 返還は、月賦、及び月賦と半年賦併用の2つの割賦方法で行われます。

返還を怠ると延滞金が課せられます。また、延滞3ヶ月以上になった時点で、個人情報機関に延滞者の個人情報に登録されます。個人情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には、返還の際に、上限年利3%の利息が付きます。

(9) 奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は、「在学届」の提出により、その上級校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後、災害、その他やむをえない事情により返還が困難になったときは、願出により、一定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で、奨学金の貸与をとりやめる場合は、必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」を提出してください。

〈奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について〉

1. 「進学届」

大学在学中に、大学院奨学生採用候補者として採用が内定している学生は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「個人別パスワード」を受け取り、4月6日までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし、「進学届」の登録をおこなってください。奨学金振込口座情報も必ず確認の上、登録してください。誤っていますと奨学金の振込みは出来ません。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫『国の教育ローン』」が利用できなかったことについて（申告）を必要とする方は同時に提出してください。

2. 「在学届」

大学在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は、大学院入学後「在学届」を提出することにより、在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし、大学院奨学生採用候補者については、「進学届」の前奨学生番号欄に大学時代の奨学生番号を入力することにより、「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は、「返還のてびき」に綴りこんでありますが、紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。

なお、在学届、進学届の提出については、入学時のガイダンスや学生課奨学金の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除

- ① 本人が死亡又は身障者となった場合は、相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。
- ② 大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげたものとして機構が認定したものは、貸与期間終了の時に於いて、その奨学金の全額または半額の返還が免除されます。

4. 4 留学生関係の奨学金制度

- (1) 財団法人日本国際教育協会奨学金
 - (2) 財団法人ロータリー米山記念奨学金
 - (3) 財団法人平和中島財団奨学金
 - (4) 公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学金基金
- 詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度掲示します。
不明の点については、学生課に問い合わせてください。

4. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示します。

4. 6 教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ①融資額 | 学生・生徒1人あたり350万円以内 |
| ②利率 | 平成27年3月11日現在 年2.25%（母子家庭は年1.85%） |
| ③返済期間 | 15年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は18年以内） |
| ④使途 | 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など |
| ⑤返済方法 | 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です） |

⑥問い合わせ

教育ローンコールセンター 電話 0570-008656 (ナビダイヤル)

または 03-5321-8656

日本政策金融公庫ホームページ (国の教育ローン)

パソコン用 <http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

4. 7 提携教育ローン

(1) オリエントコーポレーション学費サポートプラン (学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

①申込先 (株)オリエントコーポレーション

資料請求先: 学費サポートデスク

電話番号: 0120-517-325 (受付時間: 9:30~17:30)

*大学のホームページより申込みが可能です。

②利用対象者 本学に入学または在学する学生の保護者

*審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。

③対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金

④利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)

利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。

申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。

⑤返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。

利率は、固定金利 年率3.9%(平成27年12月1日現在)。

⑥利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。

⑦問合せ先 埼玉工業大学会計課 担当: 井桁

電話番号: 048-585-6810

(平日: 9:00~17:00 第1・3・5土曜日 9:00~13:00)

(2) 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ (<http://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>) で学校コード(ID):92910を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

5 生活相談

学生生活を送る上での相談、アパート情報及び休暇を利用してアルバイトを希望する場合などに、学生課が対応しています。

5. 1 下宿・アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は、26号館1F学生課にてご確認ください。

(1) 住まいを借りるときの心構え

① 家主さんとのトラブルを避けるために契約内容（敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等）をよく確認してから契約してください。

また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。

下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから伺ってください。

② 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、注意してください。

※「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、格安なものです。多くは大学近隣の物件で、家主さんとの緊密な関係が築かれており、非常時の対応が約束されます。

※「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ違うので、充分注意してください。

③ 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。

④ 契約後、不都合なことがあったら、学生課に相談してください。

⑤ 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。

⑥ 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。

⑦ あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。

予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にしてドロップアウトする学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。就業する前に、条件を確認し、納得してから就業してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

平成3年4月から、学生も満20歳になると国民年金への加入が義務づけられるようになりました。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金に加入してください。

●詳細は、「日本年金機構」のホームページを確認してください。

(1) 国民年金は、こんなリスクに備えます。

① 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

② 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間（合算対象期間）と、厚生年金に加入していた期間を合算し、25年以

上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

③ 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった 60 歳以上 65 歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18 歳未満の子をもつ妻や、両親のいない 18 歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。

◇ 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な 20 歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

5. 4 悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】

（1）訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な事例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないよう、くれぐれも注意することが必要です。

（2）悪徳商法の事例

① 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売っているもの。

② キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

③ アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくみに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

④ マルチ（まがい）商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせる方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数（集金組織）を拡大していくことにより利益を上げるもの。

（例）自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

⑤ かたまり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり（思わせ）、消火器等の商品を売りつけるもの。

⑥ ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。

代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし、送られてきたものは 14 日間保管する必要があります。（業者に引き取り請求した場合は 7 日間）

その後の処分は自由です。わけのわからないものは受け取りを拒否しましょう。

⑦ インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも関わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所

在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

(3) クーリング・オフ (Cooling off)

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込み又は締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。

その際は、電話でなく、必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。

なお、郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

(4) 困ったときの相談先は？

①トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

②（財）日本消費者協会消費者相談室 TEL 03 (5282) 5319

<http://www.jca-home.com/sodan/index.html>

③埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048 (524) 0999

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/>

④最寄りの消費生活センター

(5) 悪徳商法から身を守る7ヶ条

①勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。

②「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。

③知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。

④商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。

⑤契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。

⑥クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。

⑦1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6 厚生施設

6. 1 契約施設について

本学では、各地に契約施設を持ち、学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。

価格は学生団体が宿泊等にも利用できる安価なもので、ぜひ学生生活の良い思い出づくりに利用してください。契約施設の利用を希望する学生は、学生課で申込みの手続きをしてください。

なお、契約施設に直接申し込んだ場合は、割引料金の適用がありませんので注意してください。

(1) 苗場スプリングホテル TEL 025 (789) 2804

(上越新幹線越後湯沢駅下車 バス「苗場スキー場入り口」又は「西武ヴィラ入口」下車)

(2) 菅平高原温泉ホテル TEL 0268 (74) 2515

(長野新幹線上田駅下車 バス「西菅平」下車)

(3) 裏磐梯ライジングサンホテル TEL 0241 (32) 2311

(磐越西線猪苗代駅下車 バス「休暇村前」下車)

- (4) 富士箱根ランド TEL 055 (985) 2111
(東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド入口」下車)
- (5) ニュー・グリーンピア津南 TEL 025 (765) 4611
(上越新幹線越後湯沢駅下車 宿泊者専用バスにて約 50 分)
- (6) 湯沢ニューオータニホテル TEL 025 (784) 2191
(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約 3 分)
- (7) 草津温泉ホテルヴィレッジ TEL 0279(88)3232
(吾妻線長野原草津口駅下車 「草津温泉バスターミナル駅」下車 専用バス)
- (8) 水上ホテル聚楽 TEL 0278(72)2521
(上越線水上駅下車 徒歩 10 分)
- (9) アゼリア飯綱 TEL 026(239)2522
(長野駅下車 バス「いこいの村入口」下車)

6. 2 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763, TEL：048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金 800 円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。
<http://www.patio.or.jp/index.php>

7 日本学生支援機構について

日本学生支援機構 (Japan Student Services Organization＝略称 JASSO) は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

- 詳細は、「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。<http://www.jasso.go.jp>